

公開買付説明書

2025年5月

三日月株式会社

(対象者：株式会社IMAGICA GROUP)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものです。

【届出者の氏名又は名称】	三日月株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都品川区東五反田二丁目7番18号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-5220-1800(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 熊谷 真和／同 坂尻 健輔／同 岸本 直也／同 根本 拓弥
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	三日月株式会社 (東京都品川区東五反田二丁目7番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、三日月株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社IMAGICA GROUPをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

目 次

	頁
第1 【公開買付要項】	1
1 【対象者名】	1
2 【買付け等をする株券等の種類】	1
3 【買付け等の目的】	1
4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】	19
5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】	30
6 【株券等の取得に関する許可等】	30
7 【応募及び契約の解除の方法】	31
8 【買付け等に要する資金】	34
9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】	36
10 【決済の方法】	36
11 【その他買付け等の条件及び方法】	37
第2 【公開買付者の状況】	39
1 【会社の場合】	39
2 【会社以外の団体の場合】	40
3 【個人の場合】	40
第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】	41
1 【株券等の所有状況】	41
2 【株券等の取引状況】	44
3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】	44
4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】	44
第4 【公開買付者と対象者との取引等】	45
1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】	45
2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】	45
第5 【対象者の状況】	46
1 【最近3年間の損益状況等】	46
2 【株価の状況】	46
3 【株主の状況】	47
4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】	48
5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】	48
6 【その他】	48
【対象者に係る主要な経営指標等の推移】	50

第 1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社IMAGICA GROUP

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している対象者を非公開化し、最終的に公開買付者及び不応募合意株主(以下に定義します。)のみが対象者の株主となる状態を実現することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)を実施することを主たる目的として2025年3月28日に設立された株式会社です。本書提出日現在、対象者の代表取締役社長 社長執行役員である長瀬俊二郎氏が公開買付者の代表取締役社長を務めており、公開買付者の発行済株式を全て所有しております。なお、本書提出日現在、公開買付者は対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を所有しておりませんが、長瀬俊二郎氏は対象者株式43,418株(注1)(所有割合(注2):0.10%)を所有しております。

(注1) 対象者は、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役等に対し譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)を割り当てているところ、長瀬俊二郎氏所有株式43,418株(所有割合:0.10%)は、いずれも長瀬俊二郎氏が所有する本譲渡制限付株式43,418株(所有割合:0.10%)となります。なお、長瀬俊二郎氏は、本書提出日現在、対象者の役員持株会を通じた持分は所有しておりません。

(注2) 「所有割合」とは、対象者が2025年5月9日に提出した「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2025年3月31日現在の発行済株式数(44,741,467株)から、対象者決算短信に記載された、対象者が同日現在所有する自己株式数(444,809株)を控除した株式数(44,296,658株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じとします。

本公開買付けは、対象者取締役会の賛同の下、友好的に対象者株式(但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式(以下に定義します。))を除きます。)の全てを取得するために実施されます。また、本取引の実行後は、対象者の代表取締役会長である長瀬文男氏及び対象者の代表取締役社長 社長執行役員であり公開買付者の代表取締役社長である長瀬俊二郎氏(長瀬文男氏及び長瀬俊二郎氏を総称して、以下「提案者」といいます。)は、本取引成立後も継続して対象者の経営にあたることを予定しており、公開買付者及び対象者経営陣の合意に基づいて本公開買付けを行うものであるため、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注3)に該当いたします。長瀬文男氏は、対象者株式を所有しておりません。

(注3) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

本取引は、本公開買付け、及び、本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式(但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式(以下に定義します。))を除きます。)の全てを取得できなかった場合に対象者が行う株式併合(以下「本株式併合」といいます。))及び本貸株取引(以下に定義します。))を通じて、最終的に対象者の株主を株式会社クレアート(注4)(所有株式数：20,642,247株、所有割合：46.60%、以下「クレアート」といいます。)、クレアートの完全親会社である株式会社クレアートホールディングス(注4)(所有株式数：400,000株、所有割合：0.90%、以下「クレアートHD」といいます。))及び公開買付者のみとし、最終的に公開買付者が対象者を非公開化することを企図しております。なお、本株式併合の詳細につきましては下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

本公開買付けに際し、公開買付者は、2025年5月9日付で、対象者の第1位の株主(2025年3月31日現在)であるクレアート及びクレアートHD(以下、クレアート及びクレアートHDを総称して「不応募合意株主」といいます。))との間で、それぞれが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨、本公開買付けが成立した場合には本株主総会(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に定義します。以下同じです。))において本公開買付けの成立後に実施することが予定されている、対象者の株主(対象者を除く。))をクレアート及び公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。))に関連する各議案に賛成する旨及び本スクイーズアウト手続の実施に必要な協力を行う旨を定めた契約(以下「本不応募契約」といいます。))を締結しております。不応募合意株主が所有する対象者株式の全てであり本公開買付けに応募しない旨の合意をしている株式(以下「本不応募株式」といいます。))は合計24,542,247株(注5)、所有割合：55.40%となります。本不応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本不応募契約」をご参照ください。

(注4) クレアート及びクレアートHDはいずれも対象者の創業家一族の資産管理会社であり、長瀬文男氏、長瀬俊二郎氏及びその三親等以内の親族が議決権の全てを直接的又は間接的に有するとともに、対象者の代表取締役会長である長瀬文男氏が両社の代表取締役を務めています。

(注5) クレアートは、クレアートを唯一の委託者兼受益者とし、受託者を三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」といいます。))、再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行(以下「日本カストディ銀行」といいます。))として、その所有する対象者株式のうち3,500,000株(所有割合：7.90%。以下「本信託株式」といいます。))を信託しており、本不応募株式は本信託株式を含みます。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の下限(注6)を4,841,400株(所有割合：10.93%)としており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。))の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいては、対象者の非公開化を企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,841,400株)以上の場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

かかる買付予定数の下限を設定したのは、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされるため、本取引を確実に遂行すべく、本公開買付け及び本貸株取引(以下に定義します。))後に公開買付者及びクレアートが所有する対象者株式並びに対象者取締役が所有する本譲渡制限付株式に係る議決権の数の合計が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上となるようにするためです。なお、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本不応募契約」に記載のとおり、クレアート及びクレアートHDは、本不応募契約に基づき、本株主総会において本株式併合に係る議案に賛成の議決権を行使することを合意しています。

本公開買付け成立後に、公開買付者は、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除く対象者株式の全てを所有していなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本株式併合の実施を要請することを予定しております。

本株式併合の効力発生日において、公開買付者及び不応募合意株主以外に、対象者の株主が存在することを避けるため、クレアートHDは、本株式併合の効力発生前に、クレアートとの間で対象者株式に係る消費貸借契約を締結し、クレアートに対してクレアートHDの所有する対象者株式の全部又は一部を貸し付ける貸株取引(以下「本貸株取引」といいます。)を実施します。本取引においては、最終的に、クレアートHD、クレアート及び公開買付者のみを対象者の株主とすることを予定しているところ、本貸株取引は、クレアートHDが下記「Ⅲ. 本公開買付けの実施後」の「③ 本貸株取引の解消」に記載の本貸株取引の解消後に対象者株式の返還を受け、対象者株式を所有することで本スクイーズアウト手続においてクレアートHDが所有する対象者株式が端数処理により現金化された結果、上記の本取引の目的を達成できなくなることを避けることを目的としております。なお、貸株料等の条件は本書提出日現在未定ですが、仮に貸株料が有償となった場合でも、本貸株取引は、貸株料等の条件を定める各株式貸借契約を締結する日以前1年以上継続して法第27条の2第7項第1号に定める形式的特別関係者の関係にある者との間で行われることが想定されているため、法第27条の2第1項但書に定める「適用除外買付け等」に該当することになります。また、本貸株取引が実行される場合には、借主となるクレアートが、本株式併合の効力発生日後に、借り受けた対象者株式と同等の価値の対象者株式を返還できるようにするため、公開買付者及びクレアートは、対象者に対して、公開買付者及びクレアートの別途指定する基準日及び割合をもって、対象者株式の分割を行うことを要請する予定ですが、本書提出日現在において詳細は未定です。

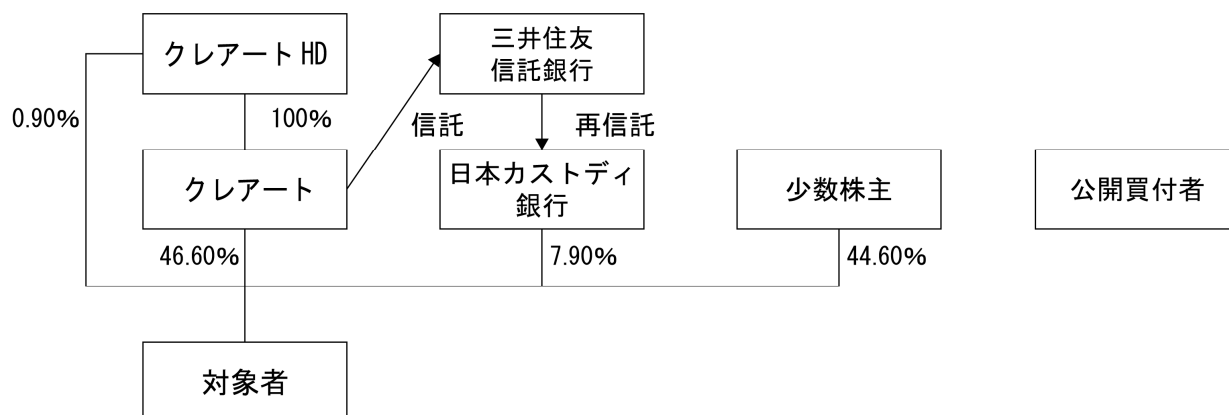
(注6) 本公開買付けにおける買付予定数の下限(4,841,400株、所有割合:10.93%)は、本基準株式数に係る議決権の数(442,966個)の3分の2以上となる議決権の数(295,311個)から、本不応募株式24,542,247株に係る議決権の数(245,422個)及び、本譲渡制限付株式のうち、対象者取締役が保有している株式数(合計147,660株、所有割合0.33%)に係る議決権数の合計(1,475個)(注7)を控除した数(48,414個)に対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(4,841,400株)に設定しております。

(注7) 本譲渡制限付株式は、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、2025年5月9日開催の対象者取締役会において、本取引の一環として実施される本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議していることから、本公開買付けが成立した場合には、本譲渡制限付株式の所有者のうち、対象者取締役は本株式併合に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するに際して、これらの本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が保有している株式数に係る議決権の数を控除しております。

なお、本取引の概要は以下のとおりとなります。

I. 本公開買付けの実施前

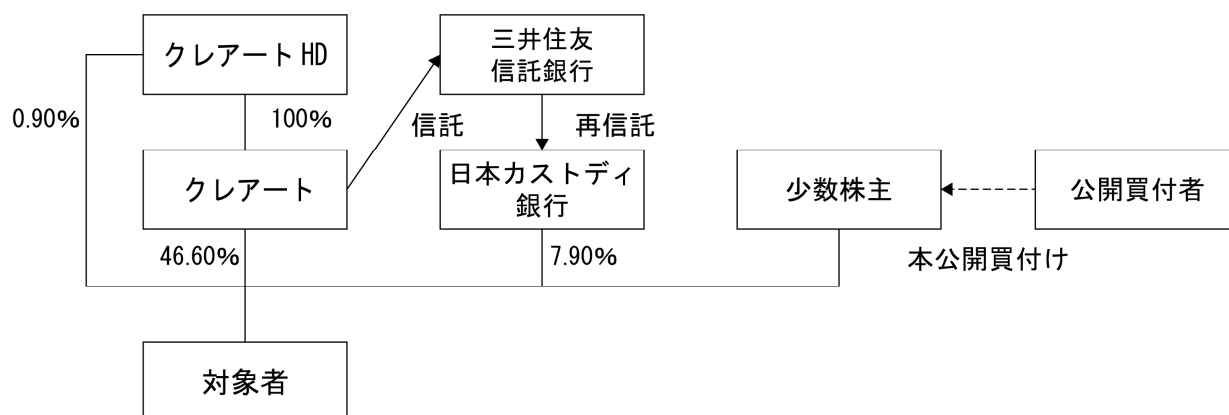
2025年3月31日時点において、クレアートが20,642,247株(所有割合：46.60%)、クレアートHDが400,000株(所有割合：0.90%)、クレアートから三井住友信託銀行を通じて再信託を受けている日本カストディ銀行が3,500,000株(所有割合：7.90%)、その他の株主が残りの19,754,411株(所有割合：44.60%)を所有。



II. 本公開買付け(2025年5月12日～6月20日(予定))

公開買付者は、対象者株式の全てを対象に本公開買付けを実施(対象者株式1株あたりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。))は795円。

不応募合意株主は、本不応募契約に基づき、公開買付者との間で、それぞれが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募しないことを合意。

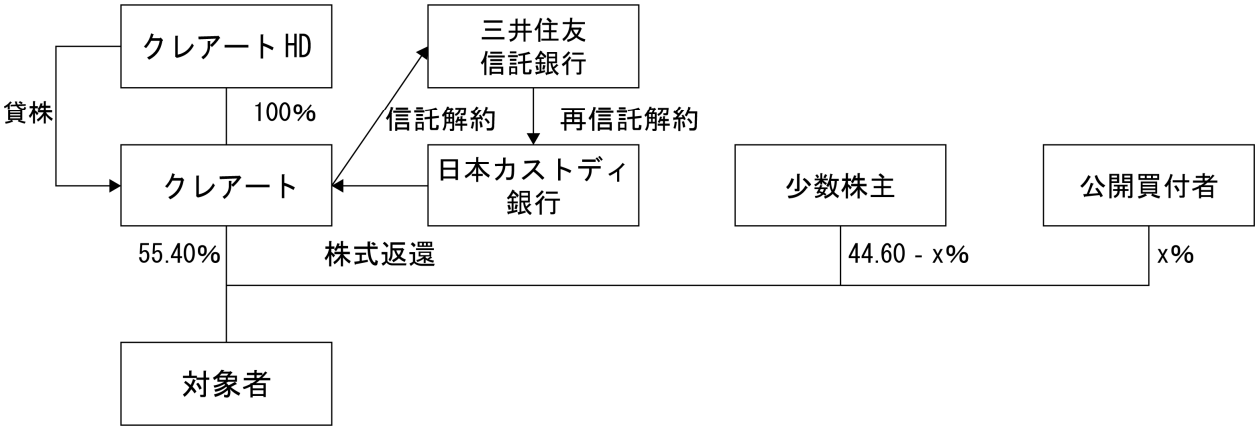


Ⅲ. 本公開買付けの実施後

① 信託解除及び本貸株取引の実行(2025年9月頃(予定))

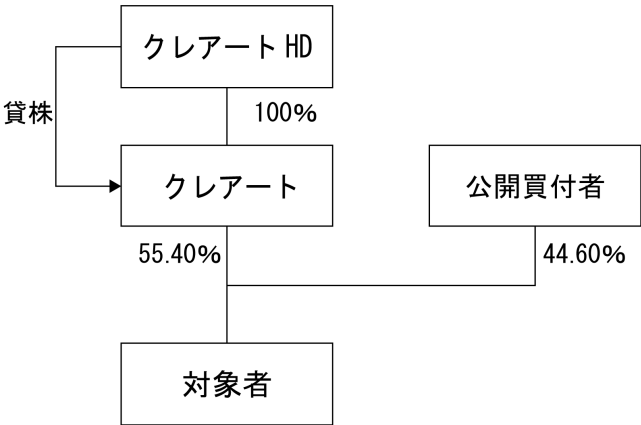
本公開買付けの決済後、本スクイーズアウト手続の効力発生前に、クレアートは、本信託株式の全て(所有株式数：3,500,000株、所有割合：7.90%)につき、当該信託の設定に係る契約等を解約の上で、特段の対価の支払いなく、本信託株式の全ての返還を受ける予定(以下「本信託解除」といいます。)(注8)。また、クレアートHDは、その所有する対象者株式の全て(所有株式数：400,000株、所有割合：0.90%)について、クレアートに貸し出す本貸株取引を実施。

(注8) ①クレアートが返還を受ける予定の対象者株式は、府令第7条第1項第1号に定める、信託業を営む者である受託者の日本カストディ銀行が信託財産として所有する株券等であること、②当該信託の設定に係る契約等においては、契約締結当初から、クレアートが委託者兼受益者であり変更されていないこと、及び③クレアートは、対象者株式の返還を対価の支払いなく受けるにすぎないことから、当該対象者株式の返還は公開買付規制の趣旨に反しないため、公開買付けを行う必要はないものと考えております。



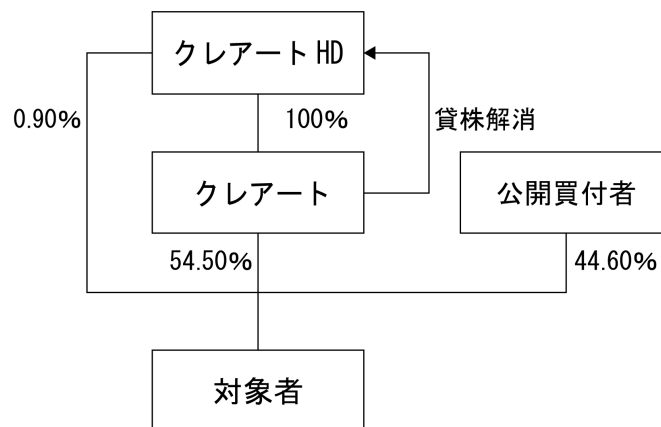
② 本株式併合(2025年10月頃(予定))

公開買付者は、対象者に対して本株式併合の手続の実行を要請し、対象者の株主を公開買付者及びクレアートのみとするための一連の手続を実施。



③ 本貸株取引の解消(2025年10月頃(予定))

本株式併合の効力発生後、本貸株取引を解消し、本貸株取引における借主であるクレアートが、貸主であるクレアートHDに対して、借り受けた対象者株式の全てを返還。なお、本貸株取引の解消に先立ち、クレアートが借り受けた対象者株式と同等の価値の対象者株式をクレアートHDに返還できるようにするため、公開買付者及びクレアートは、対象者に対して、公開買付者及びクレアートが別途指定する基準日及び割合をもって、対象者株式の分割を行うことを要請する予定(詳細は本書提出日現在未定です。)



対象者が2025年5月9日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2025年5月9日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

かかる対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者の前身である株式会社極東現像所は、1935年2月に、映画フィルムの現像及びプリント受注を目的として設立され、1942年1月に株式会社東洋現像所、1986年1月に株式会社イマジカにそれぞれ商号変更をしたとのことです。その後、同社は、2002年4月に株式会社エフ・イー・エルに商号変更するとともに、新設分割により株式会社イマジカを設立したとのことです。新設分割により設立された株式会社イマジカは、2006年4月株式会社イマジカホールディングス、同年7月に株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスにそれぞれ商号変更をしたとのことです。同社は、2011年4月、同社を吸収合併消滅会社、対象者(当時の商号は株式会社フォトロン)を吸収合併存続会社とする吸収合併により解散し、対象者は株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスに商号変更をしたとのことです。その後、対象者は2018年10月に、現在の商号である株式会社IMAGICA GROUPに商号変更をしたとのことです。その間、2011年4月に大阪証券取引所ジャスダック市場に株式を上場後、2012年12月に東京証券取引所市場第二部、2014年4月に東京証券取引所市場第一部にそれぞれ市場変更し、2022年4月に実施された東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、本書提出日現在においては東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。

対象者のグループは、本書提出日現在、対象者及び子会社48社(以下、総称して「対象者グループ」といいます。)で構成され、映像コンテンツ事業、映像制作技術サービス事業、映像システム事業を展開しているとのことです。

対象者グループの事業内容は、以下のとおりとのことです。

ア 映像コンテンツ事業

劇場映画・ドラマ番組・アニメーション作品、ミュージックビデオ、音楽ライブ演出の他、テレビCMから商業施設・屋外のデジタルサイネージ(注1)、Webといった様々な媒体への広告プロモーションなど、あらゆる映像コンテンツの企画・制作を提供しているとのことです。

また、最先端の映像技術を駆使した高精細ライブビューイングなど新しいライブエンタテインメントの提供やライトノベルなどの出版事業の他、近年ではライトノベル「薬屋のひとりごと」をはじめとした独自IP(知的財産)創出による事業展開にも取り組んでいるとのことです。

イ 映像制作技術サービス事業

編集から字幕・吹替などのローカライズ(注2)、配信向けサービスまで、私たちが「E2E(End to End)」と呼ぶサービス(注3)をハリウッドのメジャースタジオ、動画配信事業者や国内の映画会社などグローバルクライアントに、ワンストップで提供しているとのことです。また、スポーツの撮影・中継、ゲームの3DCG(注4)制作やデバッグ(注5)、ゲームクリエイターの人材派遣等の人材ソリューションサービスも展開しており、幅広いクライアントの多様なニーズに応えられるように努めているとのことです。

ウ 映像システム事業

最高品質のハイスピードカメラの開発製造販売を行うとともに、映像に係る伝送ソリューション(注6)やネットワークサービスを提供しているとのことです。また、放送映像機器に関する設計から導入までをトータルにご提案しているとのことです。

医療や教育、一般産業分野への映像技術の活用も積極的に展開しており、画像に関わる最先端のテクノロジーで、世界中をマーケットに、放送業界だけでなく、病院、大学、空港、メーカー、研究機関など、広い業種の期待に応えられるように取り組んでいるとのことです。

(注1) 「デジタルサイネージ」とは、表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどに映像や文字を表示する情報・広告媒体の総称をいいます。

(注2) 「ローカライズ」とは、映像コンテンツを国・地域を越えて流通させるために、音声の翻訳・吹替・字幕付・フォーマット変換や、現地の法令・慣習・文化に合うようコンテンツの一部を改訂するサービスの総称をいいます。

(注3) 「E2E(End to End)サービス」とは、映画・ドラマ・アニメーション等の映像コンテンツを制作するポストプロダクションから、それらを劇場、テレビ、インターネットを介した動画配信などあらゆるメディアで流通させるために必要なローカライズ(吹替、字幕制作)、ディストリビューション(流通)のためのメディアサービスまでをワンストップで提供するサービスの総称をいいます。

(注4) 「3DCG」とは、「3次元コンピュータグラフィックス」を指し、コンピュータの演算によって3次元空間内の仮想的な立体物を2次元である平面上の情報に変換することで奥行き感・立体感を表現した画像をいいます。

(注5) 「デバッグ」とは、コンピュータプログラム中の誤り・欠陥を特定して取り除き、コンピュータプログラムの動作を仕様どおりのものとするための作業の総称をいいます。

(注6) 「伝送ソリューション」とは、映像ファイルの高速転送及び映像作品(物理メディア)の保管を扱う倉庫・配送の運用管理をいいます。

対象者グループは、グループ経営理念として、誠実な精神をもって新たな価値創造につとめ、世界の人々に「驚きと感動」を与える映像コミュニケーショングループ(注7)を目指すことを掲げ、エンタテインメントから産業分野に至るまで、“映像”を核にした多様なサービスや製品をグローバルマーケットで総合的に提供してきたとのことです。

一方、対象者グループは、2021年度より「高収益体質のグループ」を実現するため、2025年度を最終年度とした中期経営計画「G-EST2025」(ジーエスト2025)を推進してまいりましたが、3年目である2023年度まで営業利益目標を連続してクリアすることができたものの、ハリウッドストライキによる制作遅延やハリウッドスタジオによる動画配信サービスの積極投資から収益化(コスト削減)への戦略シフト等、グローバルでの動画配信市場が急激に変化するなど、対象者グループを取り巻く外部環境が大きく変化しており、当該中期経営計画の目標達成が困難になるとともに、このような外部環境変化への更なる対応が必要となっているとのことです。

現在、対象者グループは映像の制作領域などグローバルな競争力を持つ事業を行っているものの、全社の収益性や資本効率性を高める余地があると認識しており、改善にとどまらない変革の取り組みを加速する必要があるとのことです。

対象者グループとしては、これに対応するためには戦略的な対応施策の検討及びそれを速やかに実行に移すための迅速な経営判断がこれまで以上に求められるものと考えているとのことです。

(注7) 映像コミュニケーションとは、対象者グループが、TV、映画、CM・PR映像、特殊映像等の映像を用いた表現によって人々の感情を動かす行為及びその行為から波及するあらゆるビジネスと定義し、それらを総称したものを指します。

公開買付者は、これらの状況を踏まえ、対象者グループが既存の各事業をこれまで同様に発展させていくだけでは対象者グループの持続的な成長を実現していくことは困難であると考えており、具体的には以下の施策を実行することで、対象者グループの更なる企業価値向上を実現することが可能であると考えております。

(i) 非映像領域における大型のM&Aや開発投資を通じたビジネスの拡大

公開買付者は、上述の対象者グループを取り巻く外部環境の変化を受けて、映画及びドラマ等の製作委員会、テレビ局、動画配信事業者、広告代理店等を主な顧客とし、国内映像領域(注8)におけるB to B事業がメインである現在のビジネスモデルが転換点に差しかかっていると認識しており、映像システム事業の拡大を目的とした周辺事業への投資等、既存の映像領域ビジネスに囚われない新たな分野での投資についても国内外問わず積極的に検討していくべきであると考えております。

対象者グループは、これまでもM&Aを通じて既存事業の強化に取り組んできておりますが、いずれも補完的な周辺サービスの買収を目的として実施されており、非映像領域での大規模なM&Aは経験がないものと認識しております。新規領域におけるM&Aや開発投資の実施においては、収益化までに相応の期間やコストを要し、それに伴って、よりリスクを伴った経営判断が求められますが、長期的な企業価値の向上のためには、急速に変化する時代のニーズに合わせ、既存のビジネスに囚われない非映像領域での積極的な投資により新たな競争力を備えることが必要と考えております。

(ii) 制作請負業務に加えた新たなビジネスモデルの構築

公開買付者は、現状の対象者の事業ポートフォリオのうち、制作請負業務が売上の大部分を占めており、「高収益体質のグループ」を実現するに際しては、当該業務に加えて新たなビジネスモデルを構築し、事業の多角化を図ることが重要であると認識しております。

制作請負業務は、対象者グループのビジネスの基盤事業としてこれまで安定的に収益を獲得してきた一方で、労働集約的なビジネスモデルのため、一人あたりの売上、利益が他事業に比較して小さいという特徴があると理解しております。それに対して、IP関連事業(注9)やネットワークモデル(注10)は、初期段階で多額の費用を要し、収益化までに一定の期間を要するものの、一度事業が軌道に乗れば、少ない人的リソースで高収益を獲得できるビジネスモデルのため、これらの資本集約的な事業を拡大することで対象者グループ全体の収益基盤を強化することが可能と思考しております。

また、対象者グループのビジネスの中でも成長領域として位置付けられているE2E事業や、現在すでに高い競争力を有するハイスピードカメラ等の計測器事業についても、継続的に人的・経済的リソースを投下することで対象者ビジネスの柱としてさらに大きく成長できる余地があると考えております。

(iii) 既存事業の売却や統合を通じた大規模な構造改革

公開買付者は、資本効率を重視しながら最適な市場を選択した上で事業及び人材のポートフォリオを構築していく必要があると認識しております。公開買付者は、対象者グループが、直近でもTV市場の縮小傾向を受けたTVポストプロダクション事業(注11)からの一部撤退等、事業ポートフォリオの変革に取り組んでいるものと認識している一方で、上述の対象者グループを取り巻く外部環境の変化に対応するためには、これまで以上にリスクとコストを伴う抜本的な構造改革が必要になると考えております。

既存事業のうち、利益率が高い映像システム事業や成長事業として位置付けているIP関連事業、グローバルE2E事業、ゲーム関連事業等の分野においては人的・経済的リソースの投下を継続することでさらなる事業拡大を目指しつつ、不採算分野においては事業の売却や統合を行いビジネスを縮小することで、対象者グループ全体の資本効率を改善しながら、事業ポートフォリオの再構築を図ることが必要と考えております。

また、対象者グループの既存事業においては制作請負業務に代表されるような労働集約的なビジネスが多く、今後はAI等を活用した業務効率化によって既存業務に必要な人員の最適化を図り、これによって捻出した人的リソースを上述の注力分野に充当することも想定しております。

(注8) 「国内映像領域」とは、劇場映画・ドラマ・テレビCM・アニメ等、国内で制作される映像コンテンツ全般を指します。

(注9) 「IP関連事業」とは、アニメやゲームコンテンツ等のIPを活用することにより、ライセンス使用料等の収益を獲得するビジネスモデル全般を指します。

(注10) 「ネットワークモデル」とは、映像データ用の送受信システム等、対象者グループが構築したオンラインのインフラシステムを提供することで収益が発生するビジネスモデル全般を指します。

(注11) 「TVポストプロダクション事業」とは、撮影後に行う編集、加工等のテレビ番組制作の工程を指します。

一方で、公開買付者は、対象者が株式上場を継続する限りは株主を意識した経営が求められ、短期的な利益の確保・分配への配慮が必要になることから、対象者株式の上場が、短期的なキャッシュ・フローや収益の悪化を招くおそれがある先行投資や抜本的な構造改革等の中長期的な施策実行の足枷となる可能性が高いと考えております。また、上記(i)～(iii)の施策は直ちに収益に貢献するとは限らず、相応の時間と大きなリスクを伴うものであり、対象者株式の上場を維持したまま、対象者の株主に当該リスクを負担いただきつつ、施策の実行を全面的に支持いただくことは難しいと考えております。加えて、中長期的な対象者グループの企業価値最大化を考えると、急速に変化していく事業環境において激化する競争に勝ち抜くために、抜本的かつ機動的な意思決定を柔軟かつ迅速に実践できる経営体制を構築することこそが、必要不可欠であると考えております。

さらに、公開買付者は、近年、対象者グループにおける株式の上場を維持するために必要な費用(継続的な情報開示に要する費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用等)が増加しており、今後、当該コストは対象者グループの経営上の更なる負担となる可能性があると考えております。また、公開買付者は、対象者グループが上場以来、社会的な信用の向上や知名度の向上による優秀な人材の確保等、上場会社としてのメリットを享受してきたと認識しております。他方で、公開買付者は、事業活動を行うために必要な資金が金融機関からの借入金等で十分に確保できている現在の対象者グループの財務状況に鑑みても、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達必要性は高くなく、また、対象者グループの社会的な信用やブランド力は、事業活動を通じて獲得してきたものと考えており、非公開化によって失われる性質のものではなく、非公開化後も引き続き社会的な信用やブランド力を維持することが可能であると見ており、今後も継続して対象者株式の上場を維持することの必要性を見出しにくい状況にあると考えております。加えて、非公開化に伴う一般的なデメリットとして、対象者グループが上場会社として享受してきた社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保並びに取引先の拡大等にマイナスの影響を及ぼす可能性が考えられますが、対象者グループの社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得される部分もあることや対象者グループがこれまで培ってきたブランド力や知名度により、非公開化が人材確保に与える影響は大きくないと考えられることから、その程度は限定的であると考えております。

このようなことから、公開買付者は、対象者を非公開化することが対象者グループの企業価値向上のために最も有効な手段であるという考えに至りました。

また、公開買付者は、対象者株式の非公開化にあたっては、第三者ではなく、対象者グループの事業内容を熟知している対象者の代表取締役社長 社長執行役員である長瀬俊二郎氏が代表取締役を務める公開買付者自身がマネジメント・バイアウト(MBO)を実施し、対象者の所有と経営を一体化させた上で上記施策を迅速かつ積極的に実行していくことが対象者にとって最善であると考えているに至りました。

以上の考えの下、提案者は、2025年2月上旬に、対象者の非公開化に関する初期的な検討を開始いたしました。提案者は、本取引に関して検討するにあたり、提案者、公開買付者、不応募合意株主(以下「公開買付関連当事者」と総称します。)及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、公開買付関連当事者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業(以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。)を選任し、対象者の非公開化に係る協議・交渉を行う体制を構築いたしました。その後、提案者は、対象者の非公開化に関する具体的な検討を進め、2025年2月20日、対象者に対し、提案者が本取引を申し入れた背景や本取引実施後の成長戦略、本取引に係るスキーム等を記載した法的拘束力を有しない初期的提案書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出いたしました。その後、提案者は、2025年3月4日、対象者から本取引の提案を検討するための特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得」をご参照ください。)を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。

その後、提案者は、本取引の諸条件等についてさらに具体的な検討を進め、対象者の財務情報等及び対象者の株価の動向等を総合的に勘案し、2025年4月8日、本公開買付価格を670円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値457円に対して46.61%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値513円(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。))に対して30.60%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値522円に対して28.35%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値515円に対して30.10%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の初回の価格提案書を提出いたしました。これに対して、提案者は対象者から、同月17日、当該提案価格は、対象者が考える対象者株式の適正な価値を大幅に下回る水準として提案内容の再検討を要請する旨の回答書を受領するとともに、本取引を実行するに至った背景や経緯等を理解するための面談機会を申し入れる旨の連絡を受領しました。これを受けて、提案者は、同月22日に本公開買付価格を、700円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値523円に対して33.84%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値515円に対して35.92%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値518円に対して35.14%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値516円に対して35.66%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨について提案を行い、加えて、同月25日に、申し入れのあった面談を実施し、本取引を実行するに至った背景や経緯等を対象者に対して伝達しました。これに対して、提案者は対象者から、当面谈にて、当該提案価格は依然として対象者が考える対象者株式の適正な価値に照らして十分な水準ではないとして、提案内容の再検討を口頭で要請されました。その後、同月28日に本公開買付価格を、730円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値544円に対して34.19%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値520円に対して40.38%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値519円に対して40.66%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値518円に対して40.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨について提案を行いました。これに対して、提案者は対象者から同月30日に、当該提案価格は、プレミアム水準やマクス・コーポレートアドバイザー株式会社(以下「マクス・コーポレートアドバイザー」といいます。)の株式価値に係る試算結果を踏まえると、本公開買付けに対し応募推奨を行うには依然として不十分な価格であるとして、提案内容の再検討を要請されました。その後、2025年5月1日に本公開買付価格を、755円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値566円に対して33.39%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値521円に対して44.91%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値519円に対して45.47%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値518円に対して45.75%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨について提案を行いました。これに対して、提案者は対象者から同月2日に、当該提案価格は、プレミアム水準や1株あたり純資産の水準を踏まえると、本公開買付けに対し応募推奨を行うには依然として不十分な価格であるとして、提案内容の再検討を要請されました。これを受けて、提案者は同月7日に本公開買付価格を、795円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値544円に対して46.14%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値524円に対して51.72%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値520円に対して52.88%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値519円に対して53.18%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の最終提案を行いました。これに対して、提案者は対象者から、本特別委員会の意見を踏まえた上で、対象者の少数株主の利益を最大限確保する観点等を考慮して、同月8日に、最終提案内容の再検討を要請されました。これを受けて、提案者は同日、前回提案が最終提案であるとの意向に変更はなく、本公開買付価格のさらなる引上げは困難であるとして、本公開買付価格を前回提案価格と同額の795円とする旨の最終提案を再度行いました。その後、提案者は対象者から同日、提案者からの最終提案を応諾する旨の回答を受領しました。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2025年5月9日、本公開買付価格を795円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年2月中旬に、提案者より対象者株式の非公開化について初期的な検討を行っている旨の打診を受けたことから、当該打診に関して対象者として検討体制を構築するための検討を進めてきたとのことです。その後、対象者は、2025年2月20日に、提案者より、対象者の取締役会に対して、本意向表明書の提出を受けたことから、本取引に関する具体的な検討を開始したとのことです。

そして、対象者は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「③ 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、公開買付関連当事者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてマクス・コーポレートアドバイザーを、公開買付関連当事者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選任するとともに、マクス・コーポレートアドバイザーに対して対象者株式の価値算定を依頼したとのことです。

さらに、対象者は、本取引がマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、対象者の少数株主の利益を適切に確保するとともに、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年3月4日付の取締役会決議に基づき、千葉理氏(対象者社外取締役(監査等委員)、独立役員、弁護士)、山川丈人氏(対象者社外取締役(監査等委員)、独立役員)及び中沢ひろみ氏(対象者社外取締役(監査等委員)、独立役員、公認会計士)の3名から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置したとのことです。なお、本特別委員会の設置等の経緯、具体的な諮問事項、検討の経緯及び判断内容等の詳細については、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得」をご参照ください。

そして、対象者は、上記体制を整備した上で、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、長島・大野・常松法律事務所及びマクス・コーポレートアドバイザーの助言を受けながら、本取引の実行の是非に関して公開買付関連当事者との間で複数回にわたる協議・交渉を行ったとのことです。

具体的には、本意向表明書の受領後、対象者は、2025年4月8日に提案者から、本公開買付価格を1株あたり670円とする旨の初回提案を受領し、その後、マクス・コーポレートアドバイザーから受けた対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容及び本特別委員会の意見を踏まえた上で、マクス・コーポレートアドバイザー及び長島・大野・常松法律事務所の助言を受けながら、同月17日に、提案者に対して、当該提案価格は、対象者が考える対象者株式の適正な価値を大幅に下回る水準として、提案内容の再検討を要請し、また、本取引を実行するに至った背景や経緯等を理解するための面談機会を申し入れたとのことです。その後、対象者は同月22日に提案者から本公開買付価格を1株あたり700円とする旨の提案を受領した後、本特別委員会のとも協議を重ねた上で、同月25日に、提案者に対して本取引を実行するに至った背景や経緯等を理解するための面談を実施し、当該提案価格は依然として対象者が考える対象者株式の適正な価値に照らして十分な水準ではないとして、提案内容の再検討を口頭で要請したとのことです。その後、同月28日に提案者から本公開買付価格を1株あたり730円とする旨の提案を受領した後、本特別委員会の意見を踏まえた上で、同月30日に、提案者に対して、当該提案価格は、プレミアム水準やマクス・コーポレートアドバイザーの株式価値に係る試算結果を踏まえると、本公開買付けに対し応募推奨を行うには依然として不十分な価格であるとして、提案内容の再検討を要請したとのことです。その後、2025年5月1日に提案者から本公開買付価格を1株あたり755円とする旨の提案を受領した後、本特別委員会の意見を踏まえた上で、同月2日に、提案者に対して、当該提案価格は、プレミアム水準や1株あたり純資産の水準を踏まえると、本公開買付けに対し応募推奨を行うには依然として不十分な価格であるとして、提案内容の再検討を要請したとのことです。そして、対象者は、提案者から、同月7日、本公開買付価格を795円とする旨の最終提案を受領したとのことです。当該最終提案に対して、対象者は、本特別委員会の意見を踏まえた上で、対象者の少数株主の利益を最大限確保する観点等を考慮して、同月8日に、提案者に対して最終提案内容の再検討を要請したとのことです。そして、対象者は、提案者から、同日、前回提案が最終提案であるとの意向に変更はなく、本公開買付価格のさらなる引上げは困難であるとして、本公開買付価格を前回提案価格と同額の795円とする旨の最終提案を再度受領し、対象者は、同日、提案者に対して、提案者からの最終提案を応諾する旨を回答したとのことです。

以上の経緯の下で、対象者は、長島・大野・常松法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2025年5月9日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです(本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格及び本新株予約権買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得」をご参照ください。)。その上で、対象者は、長島・大野・常松法律事務所から受けた法的助言及び2025年5月8日付でマクサス・コーポレートアドバイザーから取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて対象者の企業価値を向上させることができるか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより少数株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、以下の観点から本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ本取引に関する諸条件が妥当なものであると判断したとのことです。

対象者は、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、グローバルでの動画配信市場や広告メディアの多様化に伴う業界収益モデル、ライブエンタテインメント市場が急激に変化するなど、対象者グループを取り巻く外部環境が大きく変化していることを認識しているとのことです。

このような環境下において、対象者は、収益性及び資本効率性を重視しながら最適な市場を選択するとともに、事業及び人材のポートフォリオを再構築していく必要があるとのことです。また、急激な環境の変化に対応すべく新たな分野での投資と事業展開に積極的に取り組む必要もあるとのことです。

対象者は、これらの実行には、相応の期間と大きなリスクを伴う踏み込んだ施策を、スピード感をもって実施していくことが必要であるとの考えに至ったとのことです。このような状況の下、対象者は、提案者が企図している上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の(i)乃至(iii)の施策は、対象者の現状の各施策をより深く、よりスピード感をもって実現するための有効な手段であって、対象者の中長期的な更なる企業価値向上のために積極的に推進していくべきものであり、これらの施策の実現により対象者の中長期的な競争力の確保及び企業価値の向上を見込むことができるとの考えに至ったとのことです。

しかしながら、上記の施策は、直ちに収益に貢献するとは限らず、相応の期間と大きなリスクを伴うもので、短期的なキャッシュ・フローや収益の悪化を招くおそれがある先行投資や抜本的な構造改革等が含まれていることを考慮すると、上場を維持したままでこれらの施策を実行すれば、短期的に対象者株式の市場価格の下落といったマイナスの影響を及ぼすリスクがあり、対象者の株主の皆様に対して多大な悪影響を与えてしまう可能性があるものと考えているとのことです。

そのため、対象者としても、対象者の株主の皆様に対して短期的な悪影響を被ることなく株式を売却できる機会を提供するとともに、対象者株式を非公開化することで、短期的な株式市場からの評価にとらわれない施策を実施でき、かつ、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする株主と経営陣が一体となった新たな経営体制を構築することが、対象者の更なる企業価値向上を実現する最良の選択であると判断したとのことです。

加えて、対象者の現代表取締役会長である長瀬文男氏及び対象者の現代表取締役社長 社長執行役員である長瀬俊二郎氏が対象者グループの事業内容を熟知していることを踏まえれば、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により引き続き対象者の経営陣の立場であり続けること、すなわち上記2氏が所有と経営の双方を担うことは十分な合理性があると判断したとのことです。

なお、一般的には、株式の非公開化を行った場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として享受してきた社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保並びに取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性があるとの指摘されているとのことです。しかしながら、対象者においては、事業活動に必要な資金は自己資金及び金融機関からの借入れによって確保することが可能であり、また、東京証券取引所に20年以上にわたって上場してきたことにより獲得した対象者の社会的な信用力及び知名度は、非公開化によって直ちに失われるものではないと考えているとのことです。加えて、株式上場は対象者の確固たる業界地位の獲得に大きく貢献したものの、上場維持に必要な人的・経済的コストが近年増加し続けていると認識しており、上場企業である限り発生する上場維持費用、金融商品取引法上の開示及び監査対応に係るリソース及び費用、IR関連費用等の経営資源を他の経営課題の解決に振り分けることが可能になると考えているとのことです。以上の点を踏まえ、対象者取締役会は、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断したとのことです。

以上を踏まえ、対象者取締役会は、2025年5月9日に、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。

また、対象者取締役会は、(a)本公開買付価格(795円)が、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のマクサス・コーポレートアドバイザーによる対象者株式の算定結果のうち、市場株価平均法による算定結果の上限値を上回るとともに、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果のレンジの範囲内であり中央値を上回っていること、(b)本公開買付価格(795円)が、2025年5月8日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値559円に対して42.22%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値534円に対して48.88%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値519円に対して53.18%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値521円に対して52.59%のプレミアムが加算された価格であり、これらのプレミアムは類似案件(経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に公表され、2025年5月8日までに公開買付けが成立した非公開化を目的としたMBO案件の実例83件(公表の前営業日を基準日として、基準日終値、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアム率の中央値が42.44%、45.18%、46.01%、48.57%))と比較して遜色ない水準が確保されており、合理的なプレミアムが付された価格であると評価できること、(c)下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置がとられていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d)上記利益相反を解消するための措置がとられた上で、マクサス・コーポレートアドバイザーによる対象者株式の株式価値に係る算定結果の内容や本特別委員会との協議、長島・大野・常松法律事務所から受けた法的助言等を踏まえながら、対象者と提案者の間で、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること、(e)本特別委員会の要請により、本公開買付けに関する価格提案の有意な引き上げが実現されていること等を踏まえ、本公開買付価格は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

また、本公開買付価格は、対象者の2025年3月31日現在の1株あたりの純資産額である779.76円を上回っており、純資産額との比較においても、本公開買付価格の妥当性を否定すべき事由は特段認められないと判断したとのことです。

なお、対象者は、2025年3月4日付「連結子会社の希望退職者募集結果および特別損失の計上、業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年3月期の通期業績予想の下方修正を行っているとのことです。当該下方修正は、2024年12月26日付「連結子会社の一部事業撤退および希望退職者募集、特別損失の計上見込に関するお知らせ」において公表していた対象者連結子会社である株式会社IMAGICA Lab. の希望退職者募集の実施結果を踏まえた判断であって本取引とは無関係の要因によるものであり、対象者が意図的に対象者株式の株価を下げる目的で当該下方修正を策定及び公表したものではないとのことです。したがって、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のmaksas・コーポレートアドバイザーによる市場株価平均法の算定及び上記プレミアム水準の判断において、当該下方修正の公表日以降の対象者株価も考慮の対象とすることに問題はないと考えているとのことです。

以上より、対象者は、2025年5月9日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。なお、かかる対象者取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及び本スクイーズアウト手続を実施することにより対象者株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものとのことです。

③ 本公開買付け後の経営方針

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、提案者は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しており、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経営施策を推進する予定です。なお、公開買付者と対象者のその他の取締役との間には、本取引後の役員就任や処遇について何らの合意も行っておりません。本取引後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

- (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者は、公開買付者及び対象者において、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の①乃至⑥の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

- ① 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得
- ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ③ 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ④ 対象者における独立した検討体制の構築
- ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認
- ⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

- (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を非公開化する方針であり、本公開買付けにおいて、公開買付者が対象者株式(但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、対象者において以下のとおり、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づく対象者株式に係る本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です(但し、本取引の円滑な遂行その他の目的のために合理的に必要な場合には、全部取得条項付種類株式を用いる方法その他公開買付者、不応募合意株主及び対象者が別途合意する方法により行われます。)。なお、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者及び不応募合意株主は、本株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。))に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様(公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者及びクレーアトが対象者の発行済株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、対象者及びクレーアトを除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様(公開買付者、対象者及びクレーアトを除きます。)は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、対象者及びクレーアトを除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、これらの申立てがなされた場合における、対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本譲渡制限付株式については、その割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、株式併合(当該株式併合により、付与対象者の有する本譲渡制限付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限り。))に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合(但し、株式併合の効力発生日(以下「株式併合効力発生日」といいます。))が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限り。))には、対象者取締役会の決議により、本譲渡制限付株式の払込期日を含む月から当該承認の日(以下「株式併合承認日」といいます。))を含む月までの月数を36で除した数(但し、1を超える場合は1とみなします。))に、株式併合承認日において付与対象者が保有する本譲渡制限付株式の数に乗じた数(但し、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。))の本譲渡制限付株式について、これに係る譲渡制限を解除され、(b)上記(a)に規定する場合、対象者は、株式併合効力発生日の前営業日をもって、株式併合効力発生日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされております。本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、株式併合承認日をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、株式併合効力発生日の前営業日をもって、株式併合効力発生日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部について、対象者において無償取得する予定です。

上記の手続については、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の対象者株式の所有割合、公開買付者及び不応募合意株主以外の対象者株主の対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(公開買付者、対象者及びクレーアトを除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定ですが、本株主総会を開催する場合には2025年9月上旬を目途に開催されることを見込んでおります。

なお、本公開買付けは、本株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場していますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した後、対象者は、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の手続に従って対象者の株主を公開買付者及びクレアートのみとし対象者を非上場化することを予定しておりますので、その場合、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止になります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項

① 本不応募契約

本公開買付けの実施に際して、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、クレアート及びクレアートHDとの間で、2025年5月9日付で、それぞれが所有する対象者株式の全てについて本不応募契約を締結しております。

本不応募契約においては、(a)クレアート及びクレアートHDは、本不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、(b)クレアート及びクレアートHDは、本株式併合の効力が生じるまでの間、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、対象者の株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の株主権を行使しないこと、(c)クレアートは、本公開買付けが成立した場合において、公開買付者からの要請に従い、本信託解除を完了させること、(d)クレアート及びクレアートHDは、本公開買付けが成立した場合において、本貸株取引を行うこと、(e)公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本スクイーズアウト手続の一環として、対象者に対し、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を付議議案に含む本株主総会の開催を要請すること、(f)公開買付者、クレアート及びクレアートHDは、本株主総会において、上記本スクイーズアウト手続に関する議案に賛成の議決権を行使するとともに、本スクイーズアウト手続の実施に必要な協力を行うこと等を合意しております。なお、本不応募契約は、(i)本不応募契約の当事者が書面により合意をした場合、(ii)公開買付者が本公開買付けを開始しないことを決定した場合、(iii)本公開買付けが撤回された場合、(iv)本公開買付けが不成立となった場合及び(v)本株式併合の効力が発生した場合に終了することが合意されております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年5月12日(月曜日)から2025年6月20日(金曜日)まで(30営業日)
公告日	2025年5月12日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金795円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、対象者の財務情報等及び対象者の株価の動向、対象者及び本特別委員会との協議及び交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けへの応募の見通し等を総合的に勘案して、公開買付者は、2025年5月9日、本公開買付価格を795円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。 なお、公開買付者は、上記のとおり財務情報等の客観的な資料を参考にする等、対象者株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者及び本特別委員会との協議・交渉を踏まえて本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオン等は取得しておりません。本公開買付価格795円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年5月8日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値559円に対して42.22%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値534円に対して48.88%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値519円に対して53.18%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値521円に対して52.59%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格795円は、本書提出日の前営業日である2025年5月9日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値556円に対して42.99%のプレミアムを加えた価格となります。

算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、提案者は、2025年2月上旬に、対象者の非公開化に関する初期的な検討を開始いたしました。提案者は、本取引に関して検討するにあたり、提案者、公開買付者、対象者及び不応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして大和証券を、提案者、公開買付者、対象者及び不応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、対象者の非公開化に係る協議・交渉を行う体制を構築いたしました。その後、提案者は、対象者の非公開化に関する具体的な検討を進め、2025年2月20日、対象者に対し、提案者が本取引を申し入れた背景や本取引実施後の成長戦略等を記載した初期的提案書を提出いたしました。その後、提案者は、2025年3月4日、対象者から本取引の提案を検討するための特別委員会(委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得」をご参照ください。)を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。 その後、提案者は、本取引の諸条件等についてさらに具体的な検討を進め、対象者の財務情報等及び対象者の株価の動向等を総合的に勘案し、2025年4月8日、本公開買付価格を670円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値457円に対して46.61%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値513円に対して30.60%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値522円に対して28.35%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値515円に対して30.10%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の初回の価格提案書を提出いたしました。これに対して、提案者は対象者から、同月17日、当該提案価格は、対象者が考える対象者株式の適正な価値を大幅に下回る水準として提案内容の再検討を要請する旨の回答書を受領するとともに、本取引を実行するに至った背景や経緯等を理解するための面談機会を申し入れる旨の連絡を受領しました。これを受けて、提案者は、同月22日に本公開買付価格を、700円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値523円に対して33.84%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値515円に対して35.92%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値518円に対して35.14%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値516円に対して35.66%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨について提案を行い、加えて、同月25日に、申し入れのあった面談を実施し、本取引を実行するに至った背景や経緯等を対象者に対して伝達しました。これに対して、提案者は対象者から、当面談にて、当該提案価格は依然として対象者が考える対象者株式の適正な価値に照らして十分な水準ではないとして、提案内容の再検討を口頭で要請されました。その後、同月28日に本公開買付価格を、730円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値544円に対して34.19%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値520円に対して40.38%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値519円に対して40.66%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値518円に対して40.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨について提案を行いました。これに対して、提案者は対象者から同月30日に、当該提案価格は、プレミアム水準やマクス・コーポレートアドバイザーの株式価値に係る試算結果を踏まえると、本公開買付けに対し応募推奨を行うには依然として不十分な価格であるとして、提案内容の再検討を要請されました。その後、2025年5月1日に本公開買付価格を、755円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値566円に対して33.39%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値521円に対して44.91%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値519円に対して45.47%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値518円に対して45.75%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨について提案を行いました。これに対して、提案者は対象者から同月2日に、当該提案価格は、プレミアム水準や1株あたり純資産の水準を踏まえると、本公開買付けに対し応募推奨を行うには依然として不十分な価格であるとして、提案内容の再検討を要請されました。これを受けて、提案者は同月7日に本公開買付価格を、795円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値544円に対して46.14%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値524円に対して51.72%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値520円に対して52.88%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値519円に対して53.18%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の最終提案を行いました。これに対して、提案者は対象者から、本特別委員会の意見を踏まえた上で、対象者の少数株主の利益を最大限確保する観点等を考慮して、同月8日に、最終提案内容の再検討を要請されました。これを受けて、提案者は同日、前回提案が最終提案であるとの意向に変更はなく、本公開買付価格のさらなる引上げは困難であるとして、本公開買付価格を前回提案価格と同額の795円とする旨の最終提案を再度行いました。その後、提案者は対象者から同日、提案者からの最終提案を応諾する旨の回答を受領しました。
-------	---

	以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2025年5月9日、本公開買付価格を795円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。 (本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) 公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者は、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の①乃至⑥の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。 ① 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得 (i) 設置等の経緯 対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引がマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が存在することを踏まえ、対象者の少数株主の利益を適切に確保し、本公開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る対象者の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性を担保することを目的として、公開買付関連当事者及び対象者から独立した委員によって構成される本特別委員会を設置することとしたとのことです。その後、対象者は、長島・大野・常松法律事務所及びマクサス・コーポレートアドバイザーの助言も得つつ、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成すべく、公開買付関連当事者及び対象者から独立し高度の識見を有すると考えている千葉理氏(対象者社外取締役(監査等委員)、独立役員、弁護士)、山川丈人氏(対象者社外取締役(監査等委員)、独立役員)及び中沢ひろみ氏(対象者社外取締役(監査等委員)、独立役員、公認会計士)の3名によって構成される本特別委員会を設置することを、2025年3月4日付の取締役会決議において決議したとのことです。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更されておらず、また、本特別委員会の互選により、千葉理氏が本特別委員会の委員長として選定されているとのことです。本特別委員会の各委員の報酬は固定額のみであり、本公開買付けを含む本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬制は採用されていないとのことです。 そして、対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、①本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否かを含む。)、②本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。)、③本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)、④本取引が対象者の一般株主にとって不利益なものでないか、⑤上記①から④を踏まえ、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非(以下、①乃至⑤の事項を総称して「本諮問事項」といいます。))について諮問し、これらの点についての答申を行うことを委嘱したとのことです。なお、本特別委員会への諮問にあたり、対象者取締役会は、本取引に関する対象者取締役会の重要な意思決定は本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引の取引条件について妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は本取引の実施を決定しない(本取引の一環として本公開買付けが実施される場合、本公開買付けに賛同せず応募推奨しない)ものとするを2025年3月4日付の取締役会にて併せて決議しているとのことです。
--	---

	また、対象者は、本特別委員会に対して、(i)対象者の財務アドバイザー、第三者評価機関及び法務アドバイザーその他の外部専門家(以下「アドバイザー等」といいます。)を指名又は承認(事後承認を含む。)する権限、(ii)本特別委員会が独自に助言を受けるためのアドバイザー等を対象者の合理的な費用負担により選定する権限、(iii)対象者の業務執行取締役等に対して、本特別委員会への出席並びに本取引に係る検討及び判断に必要な情報についての説明を求めることができる権限、並びに(iv)対象者が公開買付関連当事者との間で行う本取引に関する協議及び交渉の過程に実質的に関与する権限(必要に応じて公開買付関連当事者との協議及び交渉に係る方針について指示又は要請を行い、法令上許容される範囲で自ら直接協議及び交渉を行う権限を含みます。)を付与することを2025年3月4日付の取締役会にて併せて決議しているとのことです。 (ii)検討の経緯 本特別委員会は、2025年3月12日から2025年5月9日まで合計15回開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。具体的には、本特別委員会は、2025年3月12日に開催された第1回特別委員会において、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるマクス・コーポレートアドバイザー並びにリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所については、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、それぞれ対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。なお、本特別委員会も必要に応じてマクス・コーポレートアドバイザー及び長島・大野・常松法律事務所の専門的助言を受けることができることを確認した上、本特別委員会独自の外部アドバイザーの選任は行わないことを決定するとともに、対象者が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)について、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認しているとのことです。 その後の具体的な審議状況として、本特別委員会は、対象者が作成した事業計画について、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。 その後、本特別委員会は、本公開買付価格につき、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり交渉を行い、提案者から795円という最終的な提案を受けるに至るまで、対象者と提案者との交渉過程に関与したとのことです。さらに、長島・大野・常松法律事務所から本取引において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置及び本取引に関する説明を受け、それぞれ、質疑応答を行うとともに、対象者からは本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。 これらの内容を踏まえ、本特別委員会は、マクス・コーポレートアドバイザー及び長島・大野・常松法律事務所と議論を重ね、本諮問事項について協議・検討を行ったとのことです。 (iii)判断内容 本特別委員会は、以上の経緯の下で、対象者の依頼により対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるマクス・コーポレートアドバイザーから受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書の内容、並びに長島・大野・常松法律事務所から受けた法的見地からの助言を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2025年5月9日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。 (ア)答申内容 ① 本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、合理的なものであると認められる ② 本公開買付価格その他の本取引に係る取引条件は妥当であると認められる ③ 本取引に係る手続においては十分な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正なものであると認められる
--	--

	④ 本取引を行うことは対象者の一般株主(少数株主を含む。以下同じ。)にとって不利益なものではない ⑤ 対象者取締役会は、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきである (イ)答申理由 ① 取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否かを含む。)について 本特別委員会は、公開買付関連当事者、及び提案者を除く対象者経営陣(以下「その他対象者経営陣」という。)から提出された各資料及び書類を検討するとともに、提案者に対する2025年4月25日開催のインタビューを実施するなどして、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載されるような、対象者グループを取り巻く事業環境に対する評価、本取引の意義及び目的、本取引に伴うデメリットの評価等に関する公開買付関連当事者の認識を確認した。 また、本特別委員会は、その他対象者経営陣から提出された各資料及び書類を検討するとともに、その他対象者経営陣から随時報告・説明を受けるなどして、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載されるような、対象者グループを取り巻く事業環境に対する評価や経営課題、本取引の意義及び目的、本取引に伴うデメリットの評価等に関するその他対象者経営陣の認識、並びにその他対象者経営陣として本取引が対象者の企業価値の向上に資すると判断していることを確認した。 本特別委員会は、本取引の意義及び目的並びに本取引に伴うデメリットの評価等について、公開買付関連当事者がその他対象者経営陣と概ね同様の見解を有しており、公開買付関連当事者及びその他対象者経営陣の見解について不合理であると考えた点はなかった。 この点、本取引の前後において提案者が対象者の経営を担う状況に変わりがないことから、本特別委員会は、本取引により対象者株式を非公開化する意義について、特に慎重な検討を行った。具体的には、提案者が企図している上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の(i)乃至(iii)の施策について、対象者株式の上場を維持したまま実施する可能性について、上記インタビュー等を通じて特に慎重に検証したが、提案者からは、これまで対象者を経営してきた中での具体的な課題認識等も踏まえて、対象者株式の上場を維持したままではこれらの施策の実行に踏み切りにくい旨の見解が示されており、その他対象者経営陣としても概ね同様の見解を有していることが確認された。 本特別委員会として、公開買付関連当事者及びその他対象者経営陣の見解に不合理であると考えた点は見当たらないことに加えて、本取引による非公開化により上場維持コストの削減も期待できる一方、対象者における非公開化に伴うデメリットは限定的と認められることも考慮し、本取引により対象者株式を非公開化することは有意義であると評価する。 以上より、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理的なものであると認める。
--	--

	② 本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。)について マクス・コーポレートアドバイザーがDCF法による算定の前提とした財務予測は、対象者作成の事業計画(以下「本事業計画」という。)に基づくものであるが、本事業計画は、2025年度を最終年度とした中期経営計画「G-EST2025」(ジーエスト2025)の後継として、2025年2月中旬に提案者から本取引に係る打診を受ける前から策定が進められていた対象者の次期中期経営計画案に基づいている。対象者の次期中期経営計画案の策定においては、提案者のうち対象者代表取締役社長 社長執行役員である長瀬俊二郎氏が対象者グループ全体の最終責任者として一定の関与をしていたため、本特別委員会は、その他対象者経営陣から提出された各資料及び書類を検討するとともに、その他対象者経営陣から随時報告・説明を受けるなどして、対象者の次期中期経営計画案やそれに基づく本事業計画の作成過程や内容に関して慎重な検討を実施した。 この点、その他対象者経営陣によれば、以下の事情に照らし、長瀬俊二郎氏から対象者の次期中期経営計画案の数値目標等を不当に押し下げたり、不合理な前提条件等を設定したりするなどの不当な干渉等が存在したという事情は存在せず、また、長瀬俊二郎氏の関与により対象者の次期中期経営計画案の内容が不合理なものとなっているわけでもないとの見解が得られた。本特別委員会としても、かかるその他対象者経営陣の見解に不合理な点は見当たらず、対象者の次期中期経営計画案を基にした本事業計画に基づく財務予測を対象者株式価値の算定の前提とすることは不合理なことではないと判断している。 ・対象者の次期中期経営計画案は、対象者グループの各事業会社が、対象者が作成したガイドラインを踏まえて各社の次期中期経営計画案を策定し、それを積み上げる、いわゆるボトムアップ型で作成されている。長瀬俊二郎氏は、対象者グループ全体の最終責任者として上記ガイドラインの策定に関与しているが、上記ガイドラインの作成は、対象者の次期中期経営計画案の企画・立案・推進を所掌する社長室が担当しており(提案者は社長室の構成員に含まれていない。)、また、対象者グループ全体の戦略や事業ポートフォリオを踏まえた上で、過去の財務実績をもとに作成したもので、恣意性が入る余地は限定的であることから、上記ガイドラインの作成に際して、長瀬俊二郎氏の関与により本取引を意識した不当な影響が及ぼされたり、不合理な前提条件が設定されたりしたことはないと認識している。 ・対象者と各事業会社の執行部との間で、各事業会社が策定した次期中期経営計画案を確認する会議を開催しており、かかる会議に長瀬俊二郎氏も出席しているが、主として定性的な議論に関与したにとどまり、当該会議において上記ガイドラインの内容から逸脱する議論は行われなかった。また、事業会社の一つである株式会社ロボットについては、長瀬俊二郎氏が社長を務めているため、同社の次期中期経営計画案の作成には長瀬俊二郎氏が関与したが、上記ガイドラインにおける同社の数値目標と同社の次期中期経営計画案の数値に乖離はなかった。そのため、株式会社ロボットを含めた各事業会社の次期中期経営計画案の作成に際して、長瀬俊二郎氏の関与によりそれらの数値目標等が不当に押し下げられたといった事情はないと考えている。 ・対象者は、各事業会社の次期中期経営計画案を集計した際、一部数値の調整を実施しているが、その過程に長瀬俊二郎氏は関与していない。 対象者は、2025年3月4日に2025年3月期の通期業績予想の下方修正を行っている。もっとも、その他対象者経営陣としては、当該下方修正は、2024年12月26日に既に公表していた対象者連結子会社の希望退職者募集の実施結果を踏まえたもので本取引とは無関係の要因による判断であり、対象者が意図的に対象者株式の株価を下げる目的で当該下方修正を策定及び公表したのとは認められないことから、マクス・コーポレートアドバイザーの市場株価平均法による株式価値の算定及びプレミアムの分析にあたって当該下方修正の公表日以降の対象者株価も考慮の対象とすることに問題はないと考えているとのことであり、本特別委員会としても、その他対象者経営陣の判断に不合理な点は認めなかった。
--	--

本特別委員会は、上記の点を含めて、本株式価値算定書に記載の株式価値算定結果、並びにその算定方法及び前提条件等を確認したが、マクサス・コーポレートアドバイザーが採用した株式価値の算定手法は、非公開化取引における株式価値算定において一般的に利用されている算定手法であり、各算定手法の採用理由に不合理な点は認められず、算定内容の合理性についても不合理な点は認められなかった。なお、非公開化取引における株式価値算定において一般的に使用される算定手法の一つである類似会社比較法が採用されていないが、マクサス・コーポレートアドバイザーによれば、複数の事業を営む対象者との財務状況や収益性の類似性における制約から、比較可能な上場類似会社が存在しないためとのことであり、かかる説明に不合理な点は見当たらなかった。

本公開買付価格は、本株式価値算定書における対象者の株式価値算定結果のうち、市場株価平均法による算定結果のレンジを上回っており、DCF法による算定結果のレンジ内であり、かつ、中央値を上回っている。また、本公開買付価格のプレミアム水準は、「公正なM&Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日以降、2025年5月8日時点までに公開買付けが成立した非公開化を目的としたMB0案件実例83件におけるプレミアム水準(直前日の終値に対して中央値42.44%、直前日の過去1ヶ月の平均終値に対して中央値45.18%、直前日の過去3ヶ月の平均終値に対して中央値46.01%及び直前日の過去6ヶ月の平均終値に対して中央値48.57%)と比較しても遜色のない水準であると認められる。

さらに、本公開買付価格は、対象者の2025年3月31日現在の1株あたりの純資産額である779.76円を上回っており、純資産額との比較においても、本公開買付価格の妥当性を否定すべき事由は特段認められない。

以上の点に加え、対象者が本特別委員会と協議しながら合計5回にわたって本公開買付価格の引上げを要請するなどの価格交渉が実施された経緯等も考慮に入れば、本公開買付価格は、一般株主が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、それと同額である本公開買付け成立後の本スクイズアウト手続において対象者株主に交付される対価としても、本公開買付価格は妥当であると認められる。

本取引のスキームその他の取引条件についてみても、本取引の方法及び対価は、一般株主にとって不利益とは認められない。

③ 本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)について

本取引では、本特別委員会の設置等(本特別委員会の実効性を高める実務上の工夫の実施を含む。)、公開買付関連当事者から独立した社内検討体制の整備、独立性を有する外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー)からの専門的助言の取得、専門性を有する独立した第三者算定機関からの本株式価値算定書の取得、本取引公表後における対象者株主の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び買収提案の機会の確保、強圧性の排除及び一般株主に対する適切な情報開示といった各種の公正性担保措置が履践されており、当委員会として、一般株主を含む対象者株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されており、公正な手続を通じた対象者株主の利益への十分な配慮がなされているものと認める。

本取引においては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないが、公開買付関連当事者としては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件をした場合、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の一般株主の利益に資さない可能性もあると考えているとのことであり、本特別委員会としても、かかる公開買付関連当事者の見解は不合理でないと認める。本取引において講じられているその他の公正性担保措置も考慮に入れば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことをもって、本取引に係る手続の公正性が担保されていないとはいえない。

	④ 本取引が対象者の一般株主にとって不利益なものではないかについて 本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理的であると認められる上、本公開買付価格を含め、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続を含む本取引の全体について、取引条件の公正性・妥当性が確保されており、かつ、本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性も確保され、対象者の一般株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。 以上より、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続を含む本取引を行うことは、対象者の一般株主にとって不利益なものではないと認められる。 ⑤ 対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非について 上記①乃至④の検討結果を踏まえ、本特別委員会は、対象者が本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると判断する。 ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、提案者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、公開買付関連当事者及び対象者から独立した第三者算定機関として、マクサス・コーポレートアドバイザリーに対して、対象者株式の価値の算定を依頼し、2025年5月8日付で本株式価値算定書を取得しているとのことです。マクサス・コーポレートアドバイザリーは、対象者、提案者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、以下に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、マクサス・コーポレートアドバイザリーから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。本取引に係るマクサス・コーポレートアドバイザリーに対する報酬には、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のほか、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行であること及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等を勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるものではないと判断の上、上記の報酬体系によりマクサス・コーポレートアドバイザリーを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。また、本特別委員会において、マクサス・コーポレートアドバイザリーの独立性に問題がないことが確認されているとのことです。 マクサス・コーポレートアドバイザリーは、複数の算定手法の中から対象者株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、対象者業績の内容や予想等を評価に反映するためにDCF法を、それぞれ算定手法として用いて対象者の1株あたりの株式価値の分析を行い、対象者は、2025年5月8日付でマクサス・コーポレートアドバイザリーより本株式価値算定書を取得したとのことです。 上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株あたりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。 市場株価平均法 : 519円～559円 DCF法 : 628円～916円
--	---

市場株価平均法では、2025年5月8日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所プライム市場における基準日の終値559円、直近1ヶ月間の終値単純平均株価534円、直近3ヶ月間の終値単純平均株価519円及び直近6ヶ月間の終値単純平均株価521円を基に、対象者株式1株あたりの価値の範囲を519円～559円と算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画に基づく2026年3月期から2030年3月期までの5期分の財務予測や、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2026年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株あたりの価値の範囲を628円～916円までと分析しているとのことです。なお、割引率は加重平均資本コスト(WACC: Weighted Average Cost of Capital)を採用し、北米の主な事業会社以外: 7.4%～9.4%、北米の主な事業会社: 12.6%～14.6%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を北米の主な事業会社以外: -0.5%～0.5%、北米の主な事業会社: 1.0%～2.0%として算定しているとのことです。

マクサス・コーポレートアドバイザーがDCF法の算定の前提とした対象者作成の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。なお、計画期間中、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、営業利益について、2028年3月期に今後実施を予定している事業構造改革等による売上高の増加及び粗利率の改善を主因として、前事業年度に比べて大幅な増益が見込まれているとのことです。また、フリー・キャッシュ・フローについても大幅な変動を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026年3月期において、映像制作技術サービス事業における米国事業の業績回復により大幅な増額、2027年3月期において、事業成長に必要な投資額の増加により大幅な減額、2028年3月期から2029年3月期において、利益率の改善による営業キャッシュ・フローの大幅な増額を見込んでいるとのことです。

また、当該財務予測は、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果について現時点において具体的に見積もることは困難であるため、本取引の実施を前提としたものではなく、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の本取引後の具体的な施策及びその効果を含んだものではないとのことです。

(単位: 百万円)

項目	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期
売上高	99,616	99,032	100,641	101,798	101,589
営業利益	2,461	2,400	3,221	4,061	4,892
EBITDA	7,390	7,636	8,665	9,513	10,350
フリー・キャッシュ・フロー	3,402	2,007	2,759	3,602	4,089

マクサス・コーポレートアドバイザーは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等をそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていないとのことです。また、対象者の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。マクサス・コーポレートアドバイザーの算定は、2025年5月8日までの上記情報を反映したものとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するために、公開買付関連当事者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、長島・大野・常松法律事務所は、公開買付関連当事者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。加えて、長島・大野・常松法律事務所に対する報酬は、時間単位の報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬制は採用していないとのことです。また、本特別委員会は、第1回特別委員会において、長島・大野・常松法律事務所の独立性に問題がないことが確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。

④ 対象者における独立した検討体制の構築

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、公開買付関連当事者から独立した立場で、本取引に係る検討及び交渉を行う体制(対象者経営戦略部及び経理財務本部及び人事総務本部に所属する従業員の合計4名を主要なメンバーとする体制)を対象者の社内に構築したとのことです。

具体的には、本特別委員会の承認を受けた上記体制に基づき、公開買付関連当事者との間で利害関係を有する者について、対象者と提案者・公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に対象者側のメンバーとして関与させないこととしているとのことです。

また、当該体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を受けているとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認

対象者は、マクサス・コーポレートアドバイザーより取得した本株式価値算定書、長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引について慎重に検討したとのことです。その結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者取締役会は、本公開買付けについて、(a)公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することが、相応の期間と大きなリスクを伴う踏み込んだ施策を、スピード感をもって実施することにつながり、対象者の企業価値の向上に資するものである、(b)本公開買付価格は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年5月9日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役(取締役合計8名のうち、提案者を除く取締役6名(監査等委員である取締役3名を含みます。))の全員一致で本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、長瀬文男氏は、不応募合意株主の代表取締役、長瀬俊二郎氏は公開買付者の代表取締役であり、かつ、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定とのことであって、本取引に関し、対象者との間で利益相反関係が存在することから、上記取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉に参加していないとのことです。なお、かかる対象者取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を実施することにより対象者株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものとのことです。

	⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定しております。 このように公開買付期間を法定最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保しております。 また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	19,606,751(株)	4,841,400(株)	—(株)
合計	19,606,751(株)	4,841,400(株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,841,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,841,400株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりません。そのため買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数(19,606,751株)を記載しております。当該最大数は、本基準株式数(44,296,658株)から、本不応募株式の数(24,542,247株)及び本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が保有している株式数(147,660株)を控除した株式数(19,606,751株)です。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	196,067
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年5月12日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年5月12日現在)(個)(g)	245,856
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(j)	442,615
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	44.26
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(19,606,751株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年5月12日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年10月31日に提出した「第52期中半期報告書」に記載された総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(44,296,658株)に係る議決権数(442,966個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店(以下公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。)において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。但し、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、応募してください。

- (1) オンライントレード(公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス)にて公開買付期間末日の16時までには、お申し込みを行ってください。

なお、オンライントレードによる応募(<https://www.daiwa.jp/onlinetrade/>)には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座におけるオンライントレードのご利用申込(注)が必要です。

なお、オンライントレードによる応募は個人の場合に限り、法人の場合はご利用いただけません。また、オンライントレードでは単元株のみ申込可能です。単元未満株を含めてお申込みの場合は、公開買付代理人の本店又は全国各支店(以下公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。)での受付になります。

(注) オンライントレードのご利用には、お申し込みが必要です。

- ・ダイワ・カードをお持ちの場合：オンライントレードのログイン画面より新規申込を受付しております。お申込日の翌営業日からご利用いただけます。
- ・ダイワ・カードをお持ちでない場合：お取引支店又は大和証券コンタクトセンターまでご連絡ください。

- (2) 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店での応募受付をご希望される場合(オンライントレードによる応募をご利用できない場合を含みます。)においては、所定の公開買付応募申込書に所要事項を記載し、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込書を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。但し、郵送の場合は、公開買付応募申込書が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、応募してください。

※公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ(<https://www.daiwa.jp/doc/230313.html>)をご確認ください。

- ③ 本公開買付けに係る対象者株式の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

- ④ 応募の際に個人番号(法人の場合は法人番号)及び本人確認書類が必要となる場合があります。(注1)(注2)
- ⑤ 外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください(常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。)
- ⑥ 個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)
- ⑦ 対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続(応募株主等口座への振替手続)については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。(注4)

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります(法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者(取引担当者)」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。)。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください(店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー(但し、「住民票の写し」は原本)をご提出ください。)

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード(裏)	個人番号カード(表) ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、「個人番号カード(表)」に加えて、a又はbのうち、いずれか1種類
B	通知カード	aのいずれか1種類、 又はbのうち2種類 (但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。) ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、a又はbのうち、いずれか2種類(但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。)
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a又はbのうち、 「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
パスポート(住所記載欄のない新型パスポート(2020年2月4日以降に発給申請し交付されたパスポート)は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。)、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種健康保険証、国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの)
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード(表)又は ・上記個人の場合の本人確認書類(aのいずれか1種類、又はbのうち2種類)

・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限りま。

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人の株主等の場合)

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(注4) 特別口座からの振替手続

上記③に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、以下の①又は②の手続により、契約の解除を行ってください。

① オンライントレード上の操作により契約を解除する場合は、当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の16時までに解除手続を行ってください。

なお、オンライントレード取扱銘柄については、お取引支店で応募された契約の解除も、オンライントレード上の操作による解除手続を行うことが可能です。但し、単元未満株を含めて契約の解除をお申込みの場合は、お取引支店で受付になります。

- ② 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店で契約を解除する場合は、所定の解除書面に所要事項を記載し、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに契約を解除してください。但し、郵送の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、解除してください。

なお、オンライントレードで応募された契約の解除も、解除書面の郵送又は来店による解除を行うことが可能です。

※公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ(<https://www.daiwa.jp/doc/230313.html>)をご確認ください。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	15,587,367,045
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	150,000,000
その他(円)(c)	18,400,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	15,755,767,045

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(19,606,751株)に、1株あたりの本公開買付価格(795円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計				—

③ 【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充 当するための借入れ(注1) 弁済期：貸付実行日の6ヶ 月後の日(期限一括返済) 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利	15,900,000
計(b)				15,900,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から15,900,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の証明書を2025年5月9日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

15,900,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

2025年6月27日(金曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主等口座の状態に戻すことにより変換します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,841,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,841,400株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める同号「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

年月	沿革
2025年 3 月	商号を三日月株式会社とし、本店所在地を東京都港区西新橋一丁目 2 番 9 号 日比谷セントラルビル14階、資本金5,000円とする株式会社として設立
2025年 5 月	東京都品川区東五反田二丁目 7 番18号に本店移転

(注) 2025年 5 月 7 日現在の公開買付者の所在地は東京都港区西新橋一丁目 2 番 9 号 日比谷セントラルビル14階であるところ、2025年 5 月 8 日付で東京都品川区東五反田二丁目 7 番18号に本店を移転しており、本書提出日現在、当該所在地の変更について登記申請手続中です。

② 【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

次の事業を営むことを目的とする。

1. 有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買
2. 前各号に付帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等の取得及び所有を主たる事業の内容としています。

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

(2025年 5 月12日現在)

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
5,000	100

④ 【大株主】

(2025年 5 月12日現在)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
長瀬 俊二郎	東京都港区	100	100.00
計	—	100	100.00

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

(2025年5月12日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	長瀬 俊二郎	1978年 3月20日	2012年5月 対象者 入社 2019年4月 同社 執行役員 2022年6月 同社 取締役執行役員 2024年4月 同社 取締役社長 社長執 行役員 2025年5月 公開買付者 代表取締役社 長	100
					100

(注) 公開買付者の設立時の代表取締役は森田圭祐氏であるところ、2025年5月8日付で森田圭祐氏が代表取締役の地位を辞任し、長瀬俊二郎氏が公開買付者の代表取締役に就任しており、本書提出日現在、当該代表取締役の変更について登記申請手続中です。

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2025年3月28日に設立された株式会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年5月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	245,856(個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	245,856	—	—
所有株券等の合計数	245,856	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年5月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2025年5月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	245,856(個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	245,856	—	—
所有株券等の合計数	245,856	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(2025年5月12日現在)

氏名又は名称	長瀬 俊二郎
住所又は所在地	東京都港区
職業又は事業の内容	公開買付者 代表取締役社長 対象者 代表取締役社長 社長執行役員
連絡先	連絡者 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士 熊谷 真和／同 坂尻 健輔／同 岸本 直也／同 根本 拓弥 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 電話番号 03-5220-1800(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人

(2025年5月12日現在)

氏名又は名称	株式会社クレアート
住所又は所在地	東京都品川区東五反田二丁目7番18号
職業又は事業の内容	有価証券の保有管理
連絡先	連絡者 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士 熊谷 真和／同 坂尻 健輔／同 岸本 直也／同 根本 拓弥 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 電話番号 03-5220-1800(代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(2025年5月12日現在)

氏名又は名称	株式会社クレアートホールディングス
住所又は所在地	東京都品川区東五反田二丁目7番18号
職業又は事業の内容	有価証券の保有管理
連絡先	連絡者 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士 熊谷 真和／同 坂尻 健輔／同 岸本 直也／同 根本 拓弥 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 電話番号 03-5220-1800(代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

② 【所有株券等の数】

長瀬 俊二郎

(2025年5月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	434(個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	434	—	—
所有株券等の合計数	434	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、本譲渡制限付株式43,418株を含みます。

株式会社クレアート

(2025年5月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	241,422(個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	241,422	—	—
所有株券等の合計数	241,422	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 所有する株券等の数には本信託株式3,500,000株を含めております。

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4,000(個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	4,000	—	—
所有株券等の合計数	4,000	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、2025年5月9日付で、クレアート及びクレアートHDとの間で、それぞれが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨、本公開買付けが成立した場合には本株主総会において本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨及び本スクイーズアウト手続の実施に必要な協力を行う旨を定めた本不応募契約を締結しております。

本不応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年5月9日開催の対象者取締役会において、対象者の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこと。

対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記、「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」をご参照ください。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
月別	2024年 11月	2024年 12月	2025年 1月	2025年 2月	2025年 3月	2025年 4月	2025年 5月
最高株価(円)	505	562	555	579	559	575	567
最低株価(円)	469	491	517	489	492	453	538

(注) 2025年5月については、5月9日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第50期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月27日 関東財務局長に提出

事業年度 第51期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月25日 関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度 第52期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年10月31日 関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社IMAGICA GROUP
(東京都港区海岸一丁目14番2号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年5月9日付で対象者決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象者決算短信の概要は以下のとおりです。なお、対象者決算短信の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況(連結)

会計期間	2025年3月期(第52期)連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	96,910百万円
売上原価	67,818百万円
販売費及び一般管理費	26,613百万円
営業外収益	174百万円
営業外費用	787百万円
親会社株主に帰属する純利益	-3,717百万円

② 1株当たりの状況(連結)

会計期間	2025年3月期(第52期)連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純利益	-83.97円
1株当たり配当金	15円

(2) 「特別損失の計上および通期業績予想値と実績値との差異に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年5月9日付で「特別損失の計上および通期業績予想値と実績値との差異に関するお知らせ」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	94,090,704	86,727,250	80,184,157	94,147,707	99,684,745
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	416,302	△1,343,575	3,934,471	3,638,556	3,727,976
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	664,057	3,454,638	2,729,718	3,864,485	2,373,148
包括利益 (千円)	△537,431	3,490,624	3,753,454	7,186,558	3,466,116
純資産 (千円)	27,478,467	29,832,935	34,025,437	40,303,934	39,906,383
総資産 (千円)	62,154,703	60,446,190	73,384,320	81,888,191	78,694,627
1株当たり純資産 (円)	566.19	618.43	701.63	809.83	855.85
1株当たり当期純利益 (円)	15.05	77.89	61.49	86.79	53.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	40.3	45.4	42.4	44.1	48.1
自己資本利益率 (%)	2.6	13.2	9.3	11.5	6.4
株価収益率 (倍)	23.46	6.93	11.64	6.86	12.75
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,974,248	△592,481	7,414,751	6,109,130	5,730,245
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△4,297,465	△1,364,250	△3,928,354	△2,380,444	△4,461,779
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,291,495	1,469,000	△4,183,962	△2,585,777	△4,117,711
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	7,327,842	6,856,953	6,419,206	7,812,568	5,241,262
従業員数 (名)	3,996	3,480	3,976	4,472	4,202
[外、臨時雇用者数]	[1,254]	[1,103]	[1,125]	[1,220]	[1,277]

(注) 1. 第50期及び第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

第47期から第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 第48期の親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な増加は、関係会社株式売却益の計上等によるものであります。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第49期の期首から適用しており、第49期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月
営業収益 (千円)	3, 286, 107	4, 002, 334	3, 158, 346	3, 591, 427	3, 366, 825
経常利益 (千円)	1, 182, 307	1, 325, 901	639, 615	736, 782	729, 241
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	2, 141, 636	△1, 563, 023	1, 043, 860	893, 159	1, 111, 373
資本金 (千円)	3, 306, 002	3, 306, 002	3, 306, 002	3, 306, 002	3, 306, 002
発行済株式総数 (千株)	44, 741	44, 741	44, 741	44, 741	44, 741
純資産 (千円)	20, 367, 865	19, 294, 306	20, 083, 329	20, 449, 936	20, 925, 190
総資産 (千円)	29, 548, 676	33, 332, 164	33, 061, 111	30, 323, 411	31, 695, 815
1株当たり純資産 (円)	459. 79	434. 41	452. 37	458. 67	473. 42
1株当たり配当額(内 1株当たり中間配当額) (円)	5. 00 (－)	－ (－)	15. 00 (－)	15. 00 (－)	15. 00 (－)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	48. 53	△35. 24	23. 51	20. 06	25. 09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	－	－	－	－	－
自己資本比率 (%)	68. 9	57. 9	60. 7	67. 4	66. 0
自己資本利益率 (%)	10. 9	△7. 9	5. 3	4. 4	5. 4
株価収益率 (倍)	7. 27	－	30. 46	29. 66	27. 22
配当性向 (%)	10. 3	－	63. 8	74. 8	59. 8
従業員数 [外、臨時雇用者数] (名)	47 [18]	98 [33]	100 [21]	102 [25]	112 [22]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	53. 5 (90. 5)	81. 5 (128. 6)	110. 0 (131. 2)	94. 2 (138. 8)	109. 6 (196. 2)
最高株価 (円)	720	587	881	1, 036	781
最低株価 (円)	280	305	413	555	542

(注) 1. 第50期及び第51期の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

第47期から第49期の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 第48期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
3. 第48期の当期純利益の大幅な減少は、子会社に対して債権放棄損を計上したこと等によるものであります。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年 4 月 3 日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年 4 月 4 日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3 月31日)等を第49期の期首から適用しており、第49期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。